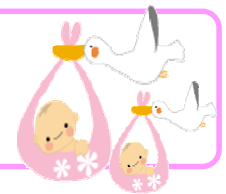


奄美市不妊治療費等助成制度のご案内



奄美市では、不妊に悩むご夫婦の精神的負担と経済的負担の軽減を図るため、不妊・不育治療費と特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）のための通院に要する交通費・宿泊費の一部を助成します。

対象となる治療費

1. 特定不妊治療・・・体外受精、顕微授精、凍結胚移植、採卵したが卵が得られない等のため中止したもの
2. 一般不妊治療・・・人工授精、タイミング療法、排卵誘発法
3. 不育治療・・・抗凝固療法やカウンセリング等
4. 男性不妊治療・・・内科的治療（薬物療法）や外科的治療（手術）
※入院費・食事代等、治療と直接関係しない費用は助成対象ではありません

対象となる旅費

・保険適用による特定不妊治療を受けた方で、鹿児島県本土までの交通費（9往復上限）と宿泊費（15泊上限）となります。

※特定不妊治療のみとなります

対象となる方

- ・以下の全てに該当される方
- 戸籍上の夫婦又は**事実婚の夫婦**で医師による不妊・不育治療を行っている方
- 奄美市に3ヶ月以上、夫婦共に居住されている方
- 各種健康保険に加入されている方
- 治療対象者（女性のみ）が43歳未満（治療開始時）の方
- 市税等の滞納がない方

助成の額及び期間

【治療費】

1. 特定不妊治療・・・**治療費**（自己負担分）の2分の1の額（1年度20万円上限）
2. 一般不妊治療・・・**治療費**（自己負担分）の2分の1の額（1年度5万円上限）
3. 不育治療・・・治療費の2分の1の額（1年度5万円上限）
4. 男性不妊治療・・・治療費の2分の1の額（1年度10万円上限）

☆助成期間は、初回の助成年度を初年度として通算5年間（ただし、助成を受けてない年は通算期間に含まない）

【旅費等】

・鹿児島県本土までに要した交通費（基準額）及び宿泊費（1泊の上限額5,000円）の3分の2の額

☆助成期間は、鹿児島県不妊治療費助成事業実施要綱の助成期間による

所得要件

【治療費】 所得要件はありません

【旅費等】 所得要件はありません

申請に必要な書類

【治療費】

- ①交付申請書
- ②受診等証明書
- ③請求書
- ④保険証のコピー（夫婦共）
- ⑤助成金振込先の通帳のコピー（申請者名義）
- ⑥治療費の領収書のコピー
※事実婚の場合は事実婚であることの申立書

【旅費等】・・・上記書類以外に下記の書類が必要です

- ⑦旅費等の内訳書
- ⑧特定不妊治療受診等証明書
- ⑨交通費・宿泊費の領収書等

申請期限

【治療費】 治療終了後、1年以内
（一般不妊治療については1回の治療終了後1年以内。複数回分をまとめて申請も可能）

【旅費等】 治療終了後、1年以内

問い合わせ先

- 奄美市名瀬総合支所 健康増進課 0997-52-1111
- 奄美市住用総合支所 市民福祉課 0997-69-2111
- 奄美市笠利総合支所 いきいき健康課 0997-63-1111

※鹿児島県不妊治療費助成事業については、名瀬保健所までお問い合わせください。（TEL 0997-52-5411）